

議第51号

高山市税条例等の一部を改正する条例について

高山市税条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年6月4日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

地方税法等の改正に伴い改正しようとする。

高山市税条例等の一部を改正する条例

(高山市税条例の一部改正)

第1条 高山市税条例(昭和30年高山市条例第32号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第25条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては市民税(第2号に該当する者にあつては、第59条の2の規定により課する所得割(以下「分離課税に係る所得割」という。)を除く。)を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 障がい者、未成年者、寡婦又は寡夫(これらの者の前年の合計所得金額が125万円を超える場合を除く。)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第25条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては市民税(第2号に該当する者にあつては、第59条の2の規定により課する所得割(以下「分離課税に係る所得割」という。)を除く。)を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 障がい者、未成年者、寡婦、寡夫又は<u>单身児童扶養者</u>(これらの者の前年の合計所得金額が125万円を超える場合を除く。)</p> <p>2 (略)</p>
<p>(市民税の申告)</p> <p>第28条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5～7 (略)</p>	<p>(市民税の申告)</p> <p>第28条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 <u>第1項又は第4項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第190条の規定の適用を受けたものを有する者で市内に住所を有するものが、第1項の申告書を提出するときは、法第317条の2第1項各号に掲げる事項のうち法規則で定めるものについては、法規則で定める記載によることができる。</u></p> <p>6～8 (略)</p>
<p>(個人の市民税に係る給与所得者の<u>扶養親族申告書</u>)</p>	<p>(個人の市民税に係る給与所得者の<u>扶養親族等申告書</u>)</p>

第29条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下本条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項の給与等の支払者（以下本条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、法規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) (略)

2～5 (略)

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

第29条の3 所得税法第203条の5第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下本条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項の公的年金等の支払者（以下本条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に同項に規定する公的年金等の支払を受ける日の前日までに、法規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

第29条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、法規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 当該給与所得者が単身児童扶養者である場合には、その旨

(4) (略)

2～5 (略)

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第29条の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払いを受けるものであつて、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者若しくは単身児童扶養者である者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受け

(1)・(2) (略)

(3) (略)

2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の5第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、法規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。

3 (略)

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の5第5項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、法規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 (略)

る日の前日までに、法規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

(4) (略)

2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、法規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。

3 (略)

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、法規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 (略)

(市民税に係る不申告に関する過料)

第30条 市民税の納税義務者が第28条第1項若しくは第2項の規定によつて提出すべき申告書を正当な理由がなくて提出しなかつた場合又は同条第6項若しくは第7項の規定によつて申告すべき事項について正当な理由がなくて申告をしなかつた場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2・3 (略)

(市民税に係る不申告に関する過料)

第30条 市民税の納税義務者が第28条第1項若しくは第2項の規定により提出すべき申告書を正当な理由がなくて提出しなかつた場合又は同条第7項若しくは第8項の規定により申告すべき事項について正当な理由がなくて申告をしなかつた場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2・3 (略)

(高山市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 高山市税条例等の一部を改正する条例(平成30年高山市条例第2号)の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
(高山市税条例の一部改正) 第1条 (略)		(高山市税条例の一部改正) 第1条 (略)	
改正前	改正後	改正前	改正後
<p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第53条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を法規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。</p> <p>2～9 (略)</p>	<p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第53条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書(第10項及び第11項において「<u>納税申告書</u>」という。)を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を法規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。</p> <p>2～9 (略)</p> <p><u>10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び法規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項において「<u>申告書記載事項</u>」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第12項において「<u>機構</u>」という。)を経由して行う方法その他法規則で定める方法により市長に提供することにより、行わなければならない。</u></p>	<p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第53条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を法規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。</p> <p>2～9 (略)</p> <p><u>10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び法規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項及び第12項において「<u>申告書記載事項</u>」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第12項において「<u>機構</u>」という。)を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。</u></p>	<p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第53条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書(第10項、<u>第11項及び第13項</u>において「<u>納税申告書</u>」という。)を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を法規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。</p> <p>2～9 (略)</p> <p><u>10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び法規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項及び第12項において「<u>申告書記載事項</u>」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第12項において「<u>機構</u>」という。)を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。</u></p>

1.1 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例又はこれに基づく規則の規定を適用する。

1.2 第10項の規定により行われた同項の申告は、法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。

1.1 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例又はこれに基づく規則の規定を適用する。

1.2 第10項の規定により行われた同項の申告は、申告書記載事項が法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。

1.3 第10項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができる」と認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の4第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第10項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した法規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。

1.4 前項前段の承認を受けようとする内国法人は、同項前段の規定の適用を受けることが必要となつた事情、同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他法規則で定める事項を記載した申請書に法規則で定める書類を添付して、当該期間の開始の日の15日前までに、これを市長に提出しなければならない。

			<p><u>15 第13項の規定の適用を受けている内国法人は、第10項の申告につき第13項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他法規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>16 第13項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第51項の処分又は届出書の提出があつた日の翌日以後の第13項前段の期間内に行う第10項の申告については、第13項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。</u></p> <p><u>17 第13項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第15項の届出書の提出又は法人税法第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）の処分があつたときは、これらの届出書の提出又は処分があつた日の翌日以後の第13項後段の期間内に行う第10項の申告については、第13項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。</u></p>
--	--	--	--

<p>附 則 (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 第1条中高山市税条例第24条第1項及び第3項並びに同条例第53条第1項の改正並びに同条に<u>3項</u>を加える改正並びに次条第3項の規定 平成32年4月1日</p> <p>(6)～(10) (略)</p> <p>(市民税に関する経過措置)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1条の改正による改正後の高山市税条例第24条第1項及び第3項並びに<u>第53条第10項から第1</u></p>	<p>附 則 (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 第1条中高山市税条例第24条第1項及び第3項並びに同条例第53条第1項の改正並びに同条に<u>8項</u>を加える改正並びに次条第3項の規定 平成32年4月1日</p> <p>(6)～(10) (略)</p> <p>(市民税に関する経過措置)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1条の改正による改正後の高山市税条例第24条第1項及び第3項並びに<u>第53条第10項から第1</u></p>
--	--



2項までの規定は、前条第5号に掲げる改正の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

7項までの規定は、前条第5号に掲げる改正の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(高山市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 高山市税条例等の一部を改正する条例(平成28年高山市条例第2号)の一部を次のように改正する。

改正前		改正後																																																																			
(高山市税条例の一部改正) 第1条 (略)		(高山市税条例の一部改正) 第1条 (略)																																																																			
第1条の2 (略)		第1条の2 (略)																																																																			
改正前	改正後	改正前	改正後																																																																		
<p>付 則 (軽自動車税の税率の特例)</p> <p>第29条 <b>法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車は初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(以下この条において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第95条の規定の適用については、<u>当分の間</u>、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</b></p> <table border="1"> <tr> <td>第2号ア</td> <td>3,900円</td> <td>4,600円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6,900円</td> <td>8,200円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10,800円</td> <td>12,900円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3,800円</td> <td>4,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5,000円</td> <td>6,000円</td> </tr> </table> <p><b>2 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第95条の規定の適用については、当該軽自動車は平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</b></p>	第2号ア	3,900円	4,600円		6,900円	8,200円		10,800円	12,900円		3,800円	4,500円		5,000円	6,000円	<p>付 則 (軽自動車税の種別割の税率の特例)</p> <p>第29条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車は最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(以下この条において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第95条の規定の適用については、<u>当分の間</u>、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1"> <tr> <td>第2号ア</td> <td>3,900円</td> <td>4,600円</td> </tr> <tr> <td>(イ)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第2号ア</td> <td>6,900円</td> <td>8,200円</td> </tr> <tr> <td>(ウ)a</td> <td>10,800円</td> <td>12,900円</td> </tr> <tr> <td>第2号ア</td> <td>3,800円</td> <td>4,500円</td> </tr> <tr> <td>(ウ)b</td> <td>5,000円</td> <td>6,000円</td> </tr> </table> <p><b>2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第95条の規定の適用については、当該軽自動車は平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車は平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両登録番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に</b></p>	第2号ア	3,900円	4,600円	(イ)			第2号ア	6,900円	8,200円	(ウ)a	10,800円	12,900円	第2号ア	3,800円	4,500円	(ウ)b	5,000円	6,000円	<p>付 則 (軽自動車税の税率の特例)</p> <p>第29条 <b>平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する平成31年度分の軽自動車税に係る第95条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</b></p> <table border="1"> <tr> <td>第2号ア</td> <td>3,900円</td> <td>4,600円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6,900円</td> <td>8,200円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10,800円</td> <td>12,900円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3,800円</td> <td>4,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5,000円</td> <td>6,000円</td> </tr> </table> <p><b>2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第95条の規定の適用については、当該軽自動車は平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車は平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両登録番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に</b></p>	第2号ア	3,900円	4,600円		6,900円	8,200円		10,800円	12,900円		3,800円	4,500円		5,000円	6,000円	<p>付 則 (軽自動車税の種別割の税率の特例)</p> <p>第29条 <u>法附則第30条</u>に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車は最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第95条の規定の適用については、<u>当分の間</u>、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1"> <tr> <td>第2号ア</td> <td>3,900円</td> <td>4,600円</td> </tr> <tr> <td>(イ)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第2号ア</td> <td>6,900円</td> <td>8,200円</td> </tr> <tr> <td>(ウ)a</td> <td>10,800円</td> <td>12,900円</td> </tr> <tr> <td>第2号ア</td> <td>3,800円</td> <td>4,500円</td> </tr> <tr> <td>(ウ)b</td> <td>5,000円</td> <td>6,000円</td> </tr> </table>	第2号ア	3,900円	4,600円	(イ)			第2号ア	6,900円	8,200円	(ウ)a	10,800円	12,900円	第2号ア	3,800円	4,500円	(ウ)b	5,000円	6,000円
第2号ア	3,900円	4,600円																																																																			
	6,900円	8,200円																																																																			
	10,800円	12,900円																																																																			
	3,800円	4,500円																																																																			
	5,000円	6,000円																																																																			
第2号ア	3,900円	4,600円																																																																			
(イ)																																																																					
第2号ア	6,900円	8,200円																																																																			
(ウ)a	10,800円	12,900円																																																																			
第2号ア	3,800円	4,500円																																																																			
(ウ)b	5,000円	6,000円																																																																			
第2号ア	3,900円	4,600円																																																																			
	6,900円	8,200円																																																																			
	10,800円	12,900円																																																																			
	3,800円	4,500円																																																																			
	5,000円	6,000円																																																																			
第2号ア	3,900円	4,600円																																																																			
(イ)																																																																					
第2号ア	6,900円	8,200円																																																																			
(ウ)a	10,800円	12,900円																																																																			
第2号ア	3,800円	4,500円																																																																			
(ウ)b	5,000円	6,000円																																																																			

第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

3 **法附則第30条第4項第1号及び第2号**に掲げる3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）に対する第95条の規定の適用については、当該軽自動車**が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、**次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

4 **法附則第30条第5項第1号及び第2号**に掲げる3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第95条の規定の適用については、当該軽自動車**が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、**次の表の左欄に掲げる同条の規定

**限り、**次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

3 **法附則第30条第3項第1号及び第2号**に掲げる3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。**以下この項及び次項**において同じ。）に対する第95条の規定の適用については、当該軽自動車**が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、**当該軽自動車**が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両登録番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、**次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

4 **法附則第30条第4項第1号及び第2号**に掲げる3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第95条の規定の適用については、当該軽自動車**が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、**当該軽自動車**が平成30年4月1日**

中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第34条 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第93条の5の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0. 5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第93条の5（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

から平成31年3月31日までの間に初回車両登録番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第34条 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第93条の5の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0. 5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第93条の5（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、当分の間、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

(高山市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 高山市税条例等の一部を改正する条例（平成26年高山市条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
<p>附 則 (軽自動車税に関する経過措置) 第3条・第4条 (略)</p> <p>第5条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例第95条及び新条例付則第29条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>			<p>附 則 (軽自動車税に関する経過措置) 第3条・第4条 (略)</p> <p>第5条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の種別割に係る高山市税条例第95条及び付則第29条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>		
新条例第	3,900円	3,100円	第95条	3,900円	3,100円
95条第	6,900円	5,500円	第2号ア		
2号ア	10,800円	7,200円	(イ)		
	3,800円	3,000円	第95条	6,900円	5,500円
	5,000円	4,000円	第2号ア	10,800円	7,200円
新条例付	第95条	高山市税条例等	(ウ) a		
則第29		の一部を改正す	第95条	3,800円	3,000円
条第1項		る条例（平成2	第2号ア	5,000円	4,000円
の表以外		6年高山市条例	(ウ) b		
の部分		第1号。以下こ	付則第2	第95条	高山市税条例等
		の条において「	9条第1		の一部を改正す
		平成26年改正	項		る条例（平成2
		条例」という。			6年高山市条例
		）附則第5条の			第1号。以下こ
		規定により読み			の条において「
		替えて適用され			平成26年改正
		る第95条			条例」という。

新条例付 則第29 条第1項 の表第2 号アの項	第2号ア	平成26年改正 条例附則第5条 の規定により読 み替えて適用さ れる第95条第 2号ア			）附則第5条の 規定により読み 替えて適用され る第95条
	3,900円	3,100円	付則第2 9条第1 項の表第 2号ア(イ )の項	第2号ア(イ)	平成26年改正 条例附則第5条 の規定により読 み替えて適用さ れる第95条第 2号ア(イ)
	6,900円	5,500円		3,900円	3,100円
	10,800円	7,200円	付則第2 9条第1 項の表第 2号ア(ウ )aの項	第2号ア(ウ)a	平成26年改正 条例附則第5条 の規定により読 み替えて適用さ れる第95条第 2号ア(ウ)a
	3,800円	3,000円		6,900円	5,500円
	5,000円	4,000円		10,800円	7,200円
			付則第2 9条第1 項の表第 2号ア(ウ )bの項	第2号ア(ウ)b	平成26年改正 条例附則第5条 の規定により読 み替えて適用さ れる第95条第 2号ア(ウ)b
				3,800円	3,000円
				5,000円	4,000円

(高山市税条例の一部改正)

第5条 高山市税条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
付則 (軽自動車税の種別割の税率の特例)	付則 (軽自動車税の種別割の税率の特例)

第29条 法附則第30条に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第95条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

表 (略)

第29条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第95条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

表 (略)

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第95条の規定の適用については、当該軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句とする。

第2号ア (イ)	3,900円	1,000円
第2号ア (ウ) a	6,900円 10,800円	1,800円 2,700円
第2号ア (ウ) b	3,800円 5,000円	1,000円 1,300円

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項にお

いて「ガソリン軽自動車」という。)のうち  
3輪以上のものに対する第95条の規定の適用  
については、当該軽自動車が平成31年4  
月1日から令和2年3月31日までの間に初  
回車両番号指定を受けた場合には令和2年度  
分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリ  
ン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年  
3月31日までの間に初回車両番号指定を受  
けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種  
別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規  
定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同  
表右欄に掲げる字句とする。

第2号ア (イ)	3,900円	2,000円
第2号ア (ウ) a	6,900円 10,800円	3,500円 5,400円
第2号ア (ウ) b	3,800円 5,000円	1,900円 2,500円

4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に  
掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のも  
の(前項の規定の適用を受けるものを除く。  
)に対する第95条の規定の適用については  
、当該軽自動車が平成31年4月1日から令  
和2年3月31日までの間に初回車両番号指  
定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車  
税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が  
令和2年4月1日から令和3年3月31日ま  
での間に初回車両番号指定を受けた場合には  
令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、  
次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中  
欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げ  
る字句とする。

第2号ア	3,900円	3,000円
------	--------	--------



(イ)		
第2号ア	6,900円	5,200円
(ウ) a	10,800円	8,100円
第2号ア	3,800円	2,900円
(ウ) b	5,000円	3,800円

(軽自動車税の賦課徴収の特例)

第29条の2 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車の前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第96条第2項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他の不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他の不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（第100条及び第101条の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第29条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車の前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第96条第2項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他の不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他の不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定（第100条及び第101条の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付

すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4 第2項の規定の適用がある場合における第19条の規定の適用については、同条中「納期限（）」とあるのは、「納期限（付則第29条の2第2項の適用がないものとした場合の当該3輪以上の軽自動車の所有者についての軽自動車税の納期限とし、当該）」とする。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第30条 (略)

すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第29条の3 法第451条第1項第1号（同条第4項において準用する場合を含む。）に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間（付則第34条第3項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第93条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第30条 (略)

2 県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が法第446条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）又は法第451条第1項若しくは第2項（これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。）の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条

の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

3 県知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを付則第32条の規定により読み替えられた第93条の7第1項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限)後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他の不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他の不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことに  
よるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る3輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第34条 (略)

2 (略)

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第34条 (略)

2 (略)

3 自家用の3輪以上の軽自動車であつて乗用

のものに対する第93条の5（第2号に係る部分に限る。）及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

（高山市税条例の一部改正）

第6条 高山市税条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>付 則 （軽自動車税の種別割の税率の特例）</p> <p>第29条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第95条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>表 （略）</p> <p>2～4 （略）</p>	<p>付 則 （軽自動車税の種別割の税率の特例）</p> <p>第29条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（次項から第5項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第95条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>表 （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p><u>5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第95条の規定の適用については、当該軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令</u></p>

<p>(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)</p> <p>第29条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p><u>和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表右欄に掲げる字句とする。</u></p> <p>(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)</p> <p>第29条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第5項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2・3 (略)</p>
---	--

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第4条及び第5条の規定及び附則第4条の規定 令和元年10月1日
- (2) 第1条中高山市税条例第28条、第29条の2、第29条の3及び第30条の改正並びに次条の規定 令和2年1月1日
- (3) 第1条中高山市税条例第25条の改正及び附則第3条の規定 令和3年1月1日
- (4) 第6条の規定及び附則第5条の規定 令和3年4月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の高山市税条例（以下「新条例」という。）第28条第5項の規定は、前条第2号に掲げる改正の施行の日以後に令和2年度分の個人の市民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に平成31年度分の個人の市民税に係る申告書を提出する場合については、なお従前の例による。

2 新条例第29条の2第1項（第3号に係る部分に限る。）の規定は、前条第2号に掲げる改正の施行の日以後に支払を受けるべき高山市税条例第29条第1項に規定する給与について提出する新条例第29条の2第1項及び第2項に規定する申告書について適用する。

3 新条例第29条の3第1項の規定は、前条第2号に掲げる改正の施行の日以後に支払を受ける

べき所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第7号）第1条の規定による改正後の所得税法（昭和40年法律第33号。以下この項において「新所得税法」という。）第203条の6第1項に規定する公的年金等（新所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する新条例第29条の3第1項に規定する申告書について適用する。

第3条 附則第1条第3号に掲げる改正による改正後の高山市税条例第25条第1項の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第1号に掲げる規定による改正後の高山市税条例（以下「令和元年10月新条例」という。）の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 令和元年10月新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和2年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。

第5条 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の高山市税条例の規定は、令和4年度分以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和3年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。